○農林水産省告示第二千七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田ア三〇三二の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬中央四五〇八の二、四五〇八の三、四五一一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町振内町一三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡標津町字忠類二二四九の一・二二四九の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市八尾町栃折字横渡三の三〇、字瀧ノ草蓮一〇・字白石谷七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字大田賀一〇四八の三・一〇五〇の五・一〇五一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町河内一二二〇の一八、一二二〇の二六、一二二〇の二七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び関係市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村白谷一三四八の八、一三五〇の四、一三五〇の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び関係市役所及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県松江市東生馬町五四五の二〇、字平ノ上七二八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市東生馬町民谷字山一〇八八の四に限る。）

○農林水産省告示第二千八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町富山字片倉一二の二・字中丸沢二二七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）